



広島県府中市 情報提供
令和8年4月22日(水)
選管事務局 谷口・尾崎
電話 0847-44-9109
FAX 0847-46-3450

市外に転出され選挙権がない方に投票をさせてしまったことについて

1 事実

府中市長選挙の期日前投票所(ジーバックホール)で、市外に転出した方(以下「A 様」)に対し、本来市長選挙の選挙権がないにもかかわらず、投票用紙を交付し、投票させてしまった。

2 経緯

4月22日(水)午前11時頃、「投票のあんない(投票所入場券)」を持参した A 様が、期日前投票を行うため期日前投票所(ジーバックホール)に来場した。
(A様は4月中旬に市外へ転出しており、4月22日時点では選挙権を有していなかった。)

投票所での受付方法は以下のとおりである。

- ① 受付用パソコンで「投票のあんない」のバーコードを読み込む。
- ② 本人選択画面が表示され、「投票のあんない」の本人と相違がなければ次画面へ進む。
- ③ 本人確認画面が表示されるため、画面に表示された氏名・生年月日等により本人確認を行う。
- ④ 投票用紙を交付する。

なお、②の画面でも氏名や生年月日等の本人情報を確認することは可能であるが、③の画面まで進まなければエラーが表示されない仕様となっている。

今回の事案では、②の画面で本人確認を行い投票用紙を交付した後、③の画面に進もうとしたところ、「選択可能な選挙種別が存在しません。」と表示された。エラーを確認した選挙管理委員会職員は、この旨を投票管理者に報告したが、その時点で A 様は市長選挙の投票を既に終えていた。

その後、投票管理者は A 様に対し投票の中止を指示したため、市議会議員選挙の投票は行われなかった。

3 原因

本来であれば③の画面に進み、エラーがないことを確認した上で本人確認を行うべきと

ころ、②の画面で本人確認を行ってしまったことによるものである。

4 影響

投票箱は開票まであけることができず、また、どの投票用紙が誤交付されたものか判別できないため、他の投票と同様に取り扱うこととなる。

5 対策と対応

受付時における本人確認手順を徹底し、必ず最終確認画面(③)まで進み、エラーの有無を確認した上で投票用紙を交付するよう職員へ周知徹底する。また、従事職員に対する事前研修を強化する。